北海道告示第10343号

肥料取締法(昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号)第 1 2 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年8月20日

北海道知事 鈴木 直道

登 録	肥料の	mental to at	(a)	その他の	生 産	業者	登 録 有
番 号	種 類	肥料の名称	保証成分量(%)	規格	名 称	住 所	効 期 限
北 海 道	副産動	8.0水産	窒素全量 8.0	含有を許さ	釧路オーガ	釧路市大楽	令和4.9.17
第2980号	物質肥	加工副産肥		れる有害成	ニック株式	毛251番地1	
	料	料2号		分の最大量	会社		
				及びその他			
				の制限事項			
				は公定規格			
				のとおり			